

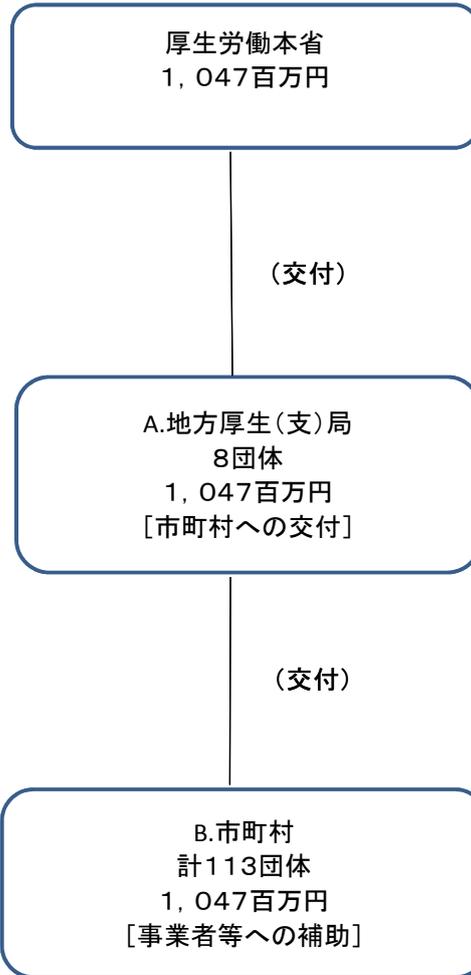
平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	地域介護・福祉空間整備推進交付金		担当部局庁	老健局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	高齢者支援課		高齢者支援課長 深澤 典宏	
会計区分	一般会計		施策名	IV-5-1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条		関係する計画、通知等	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について(平成22年7月23日厚生労働省発老0723第1号厚生労働事務次官通知) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域における創意工夫を生かしつつ、地域において介護給付等 対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する措置を講じ、もって老人をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて 国民が生きがいをもち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添資料参照						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	2,000	2,000	1,300	1,310	1600
		補正予算	▲ 192	▲ 341			
		繰越し等					
	計	1,808	1,659	1,300	1,310	1600	
	執行額	1,039	1,000	1,047			
執行率 (%)	57%	60%	81%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	なし。 (交付金は市町村の整備計画に基づき交付するため)		成果実績	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	介護施設・地域介護拠点の利用者数		活動実績 (当初見込み)	千人	1,026	1,060 (前年度以上)	1,117 (前年度以上)
単位当たりコスト	18千円 (1,047百万円/57千人)		算出根拠	執行額を、介護施設・地域介護拠点の利用者数の増加人数で除して算出			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	地域介護・福祉空間整備推進交付金	1,310	1600	既存の事業について、執行状況を勘案した縮減(▲110百万円)を図る一方で、事業の拡大を図ることにより増額(400百万円)しているため。			
	計	1,310	1600				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	施設に必要な設備に対する助成を行うものであり、国民への福祉サービスの向上が図られている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	全国的に施設整備を促進させるためには、設備も合わせて国が助成を行う必要がある。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	不用が生じたのは、入札等により執行額が低調であったためである。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	事業規模により異なるため妥当性については一概には判断できないが、活動実績の向上により単位あたりコストは削減している。
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	－
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	市町村が介護基盤を整備するために必要な経費に限定している。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	全国的に整備を促進させるための事業であり、活動実績も着実に向上してきている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	－
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	施設整備が促進されることで利用者数も前年度以上であることから見込みに見合っている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	－
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	－
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	施設の利用者が存在するため、設備についても活用されている。
点検結果	介護基盤の整備を促進するために必要な交付金であり、各市町村の要望に応えた結果、23年度における執行率は81%と高い水準である。各市町村に対する本交付金の周知、並びに採択事例の紹介等により、更に各市町村からの申請数の増加を図る。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業については、必要性の観点からの評価について概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	544	平成23年行政事業レビュー	495

※平成23年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A. 関東信越厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	その他の設備整備分	527			
交付金	夜間対応型訪問介護分	54			
計		581	計		0
B. 神奈川県川崎市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	その他の設備整備分	49			
計		49	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東信越厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	581		
2	近畿厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	118		
3	北海道厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	98		
4	東海北陸厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	76		
5	東北厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	74		
6	九州厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	64		
7	中国四国厚生局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	30		
8	四国厚生支局	地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付	6		
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川県川崎市	その他の設備整備分	49		
2	長野県伊那市	その他の設備整備分	47		
3	千葉県松戸市	その他の設備整備分	36		
4	長野県駒ヶ根市	その他の設備整備分	33		
4	長野県御代田町	その他の設備整備分	33		
4	千葉県八千代市	夜間対応型訪問介護分	33		
7	長野県上田市	その他の設備整備分	30		
7	岐阜県岐阜市	夜間対応型訪問介護分	30		
7	山梨県甲府市	その他の設備整備分	30		
7	東京都国分寺市	その他の設備整備分	30		
7	埼玉県狭山市	その他の設備整備分	30		
7	東京都西東京市	その他の設備整備分	30		
7	大阪府八尾市	夜間対応型訪問介護分	30		
7	福島県福島市	夜間対応型訪問介護分	30		
7	広島県福山市	その他の設備整備分	30		
7	千葉県四街道市	その他の設備整備分	30		

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「**地域自主戦略交付金**」(内閣府所管)により対応。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

地域介護・福祉空間整備推進交付金

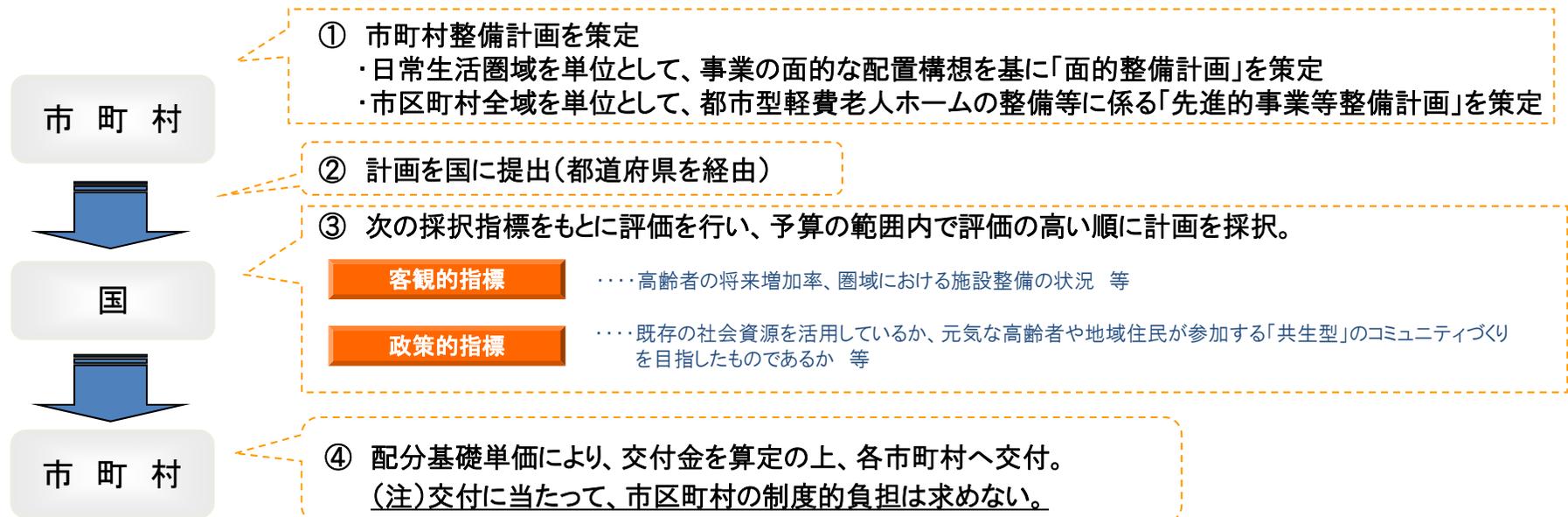
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ



介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

① **市区町村全域を単位として**、② 毎年度、③ 市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

ハード交付金

のうち

先進的事業支援特例交付金

の1メニュー

○ 介護療養型医療施設等転換整備事業

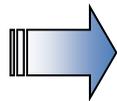
既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

※ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

介護療養型医療施設等

- ・ 療養病床を有する病院
- ・ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・ 療養病床を有する診療所



転換

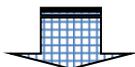
- ① 老人保健施設
- ② ケアハウス
- ③ 有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13㎡以上であること。)
- ④ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
(社会福祉法人を設立等する場合)
- ⑤ 認知症高齢者グループホーム
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦ 生活支援ハウス
- ⑧ 適合高齢者専用賃貸住宅及び厚生労働大臣が定める基準(各戸が床面積25㎡以上/各戸に台所や浴室等必要な設備を備えていること/前払家賃保全措置)を満たすもの

※ 上記交付対象施設については、定員規模を問わない。②、③及び⑧については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。③及び⑧については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件

介護療養型医療施設等転換に係る市町村交付金の流れ

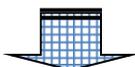
市町村

① 市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための**介護療養型医療施設等転換整備計画**を策定。



国

② 計画を国に提出(都道府県を経由)。



市町村

④ **交付額を算定し**、交付金を交付。

算定方法

介護療養型医療施設等転換整備計画記載の事業により減少する病床数に、右の整備区分ごとの交付基礎単価を乗じた額を交付する。

※転換により減少する病床数を上限とする。

整備区分	単位	配分基礎単価
●創設 既存の施設を取り壊さず、新たに施設を整備	転換床数	1,700千円
●改築 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備	転換床数	2,100千円
●改修 躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)	転換床数	850千円